

◎ **当院は保険医療機関です**

各種健康保険、生活保護、自立支援医療をご利用いただけます。

その他、特別の指定が必要となる医療証、労災保険の取り扱いはしていません。

◎ **個別の診療報酬算定項目の分かる「明細書」の発行について**

平成 25 年 2 月より、従前の領収書に加えて「明細書」が交付されます。

「明細書」の発行を希望されない方は、受付にお申し出ください。

◎ **後発医薬品の使用推進および一般名処方について**

当院では後発医薬品を積極的に採用しています。また、処方箋は一般名処方としています。

◎ **医療情報取得加算ならびに医療 DX 推進体制整備加算について**

当院は医療 DX を推進し、マイナ保険証の利用、オンライン資格確認、電子処方箋の発行等を行う体制を有しています。また、診察において診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

令和 6 年より、国が定めた算定要件に従い、以下の診療報酬点数を算定します。

(初診時) 医療 DX 推進体制整備加算 11 点、医療情報取得加算 1 点

(再診時) 医療情報取得加算 1 点

◎ **情報通信機器を用いた診療について (試験導入 2025/06~)**

PC/スマートフォン/タブレットのビデオ通話機能を使い、診察・処方・会計を行う診療方法です。処方箋は電子処方箋となります。

定期通院されている方で、医師が可能と認めた場合のみ利用できます。

まずは主治医にご相談ください。

◎ **個人情報保護について**

皆様から収集した氏名をはじめとする個人情報は、以下の目的にのみ利用します。

1. 医療の提供
2. 医療費請求のための事務
3. 当院の管理運営業務

その他の目的に使用する場合は、事前にご本人様の意思確認を行います。

また、特定の個人に関する第三者(家族、職場等)からのお問い合わせには、法令等により提供を求められた場合を除き、ご本人様の了承を得ない限りお答えいたしません。

◎ 診療録の開示について

ご本人様の同意のない診療録の開示請求は受付できません。

ご本人様からの申出あるいは同意があった場合でも、即座の可否判断はいたしかねますが、日本医師会「診療に関する個人情報の取扱い指針」等に基づき、すみやかに検討し、可否をお伝えいたします。

なお、開示手数料として 5000 円、開示にともなう診療録の複写には 40 円／枚の費用をいただきます。

こんどうメンタルクリニック